

調査票様式の修正への対応について

1. 見直し（案）の概要

- ・調査票様式の修正要件の見直し

2. 主な変更点（案）

運用指針

- ・変更なし。

実施体制の手引き

- ・「第2章 被害認定業務の実施体制の整備 3. ★資機材等の調達 ②調査資機材の調達 b) 調査票の修正」において、調査表様式の修正要件を以下のとおり変更。
 - ・都道府県が管内市区町村と予め調整し、了解が得られたものであることを追加 (p. 4)。
 - ・調査票に最低限記録する項目を変更 (P. 4~5)。

その他

- ・「住家被害認定調査票について」の「2. 調査票様式の修正」の説明を実施体制の手引きと同様に変更 (p. 7~8)。

災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き

平成29年3月
内閣府（防災担当）

第2章 被害認定業務の実施体制の整備

3. ★資機材等の調達

被害認定調査を実施するにあたり、調査場所の整備、調査資機材の準備を行います。

(この項目で検討する事項)

- ①空間の確保
- ②調査資機材の調達
- ③移動手段の確保

②調査資機材の調達

- 被害認定調査に必要なa) 資機材、b) 調査票を確保します。また、必要に応じてc) 調査済証、d) 調査員証を用意します。

b) 調査票の修正

次の23つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

<調査票修正の条件>

- ・運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
- ・都道府県が管内市区町村と予め調整し、了解が得られたものである。
- ・調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

<調査票において記録する項目>

- ①所在地
- ②住家の被害の程度
- ③判定した住家の範囲(建物のうち居住の用に供されていると推定される部分)
- ④外観による判定結果
- ⑤住家の傾斜
- ⑥床上浸水の有無(水害の場合のみ)
- ⑦屋根等の損傷の有無(風害の場合のみ)
- ⑧各部位の損傷(i ~ ivのいずれか全て。ただし、地震の第1次調査においてはii ~ iv、水害の第1次調査においては浸水深、地盤の液状化等の第1次調査においては潜り込み状況とする。)
 - i. 各部位の損傷状況(図面、写真等で記録)
 - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
 - iii. 各部位の損傷率
 - iv. 各部位の損害割合
- ⑨住家の損害割合

【参考】⑧各部位の損傷について

		<u>i</u>	<u>ii</u>	<u>iii</u>	<u>iv</u>
		各部位の損傷状況(図面、写真等で記載)	各部位の損傷程度毎の損傷面積率等	各部位の損傷率	各部位の損害割合
地震	第1次調査	二	〇	〇	〇
	第2次調査	〇	〇	〇	〇
水害	第1次調査	浸水深			
	第2次調査	〇	〇	〇	〇
風害	調査	〇	〇	〇	〇
地盤の液状化等	第1次調査	潜り込み状況			
	第2次調査	〇	〇	〇	〇

※部位の損害割合の算出

$$\begin{aligned}
 \text{部位の損害割合} &= \text{部位の損傷率} \times \text{当該部位の構成比} \\
 &= \text{部位の損傷面積率等} \times \text{部位の損傷程度} \times \text{当該部位の構成比} \\
 \text{部位の損傷面積率等} &= (\text{当該部位の損傷部分の面積等}) \div (\text{当該部位の全面積等}) \\
 \text{損傷程度} &= \text{運用指針において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合 (10\%、25\%、50\%、75\%、100\%)}
 \end{aligned}$$

調査票の使い方

1. 調査票の構成	1
2. 調査票の記入方法	2
3. 調査票様式の修正	2 1

3. 調査票様式の修正

次の2・3つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

- ・運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。

- ・都道府県が管内市区町村と予め調整し、了解が得られたものである。

- ・調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

【調査票において記録する項目】

- ①所在地
- ②住家の被害の程度
- ③判定した住家の範囲（建物のうち居住の用に供されていると推定される部分）
- ④外観による判定結果
- ⑤住家の傾斜
- ⑥床上浸水の有無（水害の場合のみ）
- ⑦屋根等の損傷の有無（風害の場合のみ）
- ⑧各部位の損傷（i～ivのいずれか全て。ただし、地震の第1次調査においてはii～iv、水害の第1次調査においては浸水深、地盤の液状化等の第1次調査においては潜り込み状況とする。）
 - i. 各部位の損傷状況（図面、写真等で記録）
 - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
 - iii. 各部位の損傷率
 - iv. 各部位の損害割合
- ⑨住家の損害割合

【参考】⑧各部位の損傷について

		i	ii	iii	iv
		各部位の損傷状況（図面、写真等で記載）	各部位の損傷程度毎の損傷面積率等	各部位の損傷率	各部位の損害割合
地震	第1次調査	○	○	○	○
	第2次調査	○	○	○	○
水害	第1次調査	浸水深			
	第2次調査	○	○	○	○
風害	調査	○	○	○	○
地盤の液状化等	第1次調査	潜り込み状況			
	第2次調査	○	○	○	○

※部位の損害割合の算出

$$\begin{aligned} \text{部位の損害割合} &= \text{部位の損傷率} \times \text{当該部位の構成比} \\ &= \text{部位の損傷面積率等} \times \text{部位の損傷程度} \times \text{当該部位の構成比} \\ \text{部位の損傷面積率等} &= (\text{当該部位の損傷部分の面積等}) \div (\text{当該部位の全面積等}) \\ \text{損傷程度} &= \text{運用指針において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合 (10\%、25\%、50\%、75\%、100\%)} \end{aligned}$$

内閣府で示した調査票に示されている項目以外に、過去に災害を経験した地方公共団体において、調査票に盛り込まれた項目を参考に列挙します。

- 災害名称
- 「浸水深」等他の統計で必要とされる項目
- 「固定資産税減免に必要な損害の程度」等他の地方公共団体業務で必要とされる項目
- 調査結果の電子データ化のための番号自動読み取りコード（QRコード、バーコード等）